

---

浦安市新総合計画  
基本計画  
素案

---

2019年7月  
浦安市

## <浦安市新基本計画 目次>

第1章 基本計画の基本的考え方	1
（1）基本計画の意義	1
（2）基本計画の期間	1
（3）将来人口・世帯数の見通し	1
（4）財政の見通し	4
第2章 都市構成の基本方針	5
（1）土地利用の方向	5
①住宅ゾーン	5
②工業ゾーン	6
③アーバンリゾートゾーン	6
（2）拠点の整備・充実	6
①都市拠点	6
②シビックセンター地区	7
③海辺の交歓エリア	7
④運動公園周辺地区	7
第3章 重点プロジェクト	9
第4章 施策の体系	9
第5章 分野別計画	10
【基本目標1】育み学び誰もが成長するまちへ	10
1-1 子どもの育ちと子育てを応援する	10
1 子育て	10
2 健全育成	13
1-2 子どもの可能性と未来を拓く教育を推進する	15
1 学校教育	15
1-3 生涯にわたる学びと人のつながりを大切にする	18
1 生涯学習	18
2 文化	20
3 スポーツ	22
【基本目標2】誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ	25
2-1 生涯にわたり健康で安心して暮らせる	25
1 健康	25
2 医療	28
2-2 いつまでも生き生きと笑顔で暮らせる	30

1 高齢者福祉	30
2 障がい者福祉	33
3 地域福祉	35
4 社会保障・生活支援	37
2-3 互いに認め支え合い心豊かに暮らせる	39
1 平和・人権・男女共同	39
2 コミュニティ	41

### ※基本目標3以下は目次のみ

#### 【基本目標3】安全・安心で快適なまちへ

3-1 災害に強く犯罪が起りにくいまちづくりを推進する	
1 防災・消防	
2 防犯・交通安全	
3-2 水と緑を活かした快適な環境を整備する	
1 水辺環境	
2 公園・緑地	
3 下水道施設	
4 ごみ処理	
5 環境保全	
3-3 暮らしを支える都市基盤を整備する	
1 市街地・住宅	
2 道路・交通	

#### 【基本目標4】多様な機能と交流が生み出す魅力あふれるまちへ

4-1 魅力あふれる観光・リゾートを振興する	
1 観光・リゾート	
4-2 新しい時代に対応した地域産業を振興する	
1 地域産業	
4-3 まちのにぎわいと活力を創出する拠点を整備する	
1 拠点整備	

#### 第6章 計画実現のために

(1) 行政運営	
(2) 財政運営	
(3) 公共施設マネジメント	
(4) 自主・連携のまちづくり	

## 【第1章】基本計画の基本的考え方

基本計画の策定にあたり、計画の意義、期間並びにすべての施策分野にわたり共通して念頭に入れておくべき事項として、将来人口及び財政の見通し、今後目指すべき都市構成のあるべき姿を示します。

### （1）基本計画の意義

基本計画は、基本構想に掲げた将来都市像の実現に向けて、浦安市が計画的に推進する施策を総合的、体系的に明らかにした、行財政運営の指針であるとともに、市民と行政とが連携してまちづくりを進めていくための指針となるものです。

また、基本計画は、国や千葉県あるいは民間の機関、団体などが市内で進める計画や事業を調整し、誘導していくための指針としての役割も持っています。

なお、この計画に基づき施策を計画的、効率的に実施していくため、財政的な裏づけをもたせた具体的事業を示す実施計画を策定します。

### （2）基本計画の期間

基本計画の計画期間は、2020（令和2）～2029（令和11）年までの10年間とします。

ただし、この計画が社会経済状況の変化や市民生活の実態などに柔軟に対応できるものとしていくため、期間の中途において見直しを行うものとします。

### （3）将来人口・世帯数の見通し

本市が統計的手法を用いて将来人口を推計した結果によると、目標年度の2029（令和11）年における浦安市の人口は、2020（令和2）年における総人口171,524人から約7,400人（4.3%増）増加し、概ね179,000人になることが見込まれます。

また、65歳以上の高齢者人口は、2020（令和2）年の29,932人から約6,500人（21.6%増）増加し、概ね36,000人となり、20.3%を占めるほか、75歳以上人口が、2020（令和2）年の13,314人から約7,500人（56.6%増）大きく増加すると見込まれます。

世帯数は、81,393世帯から、約5,800世帯（7.1%増）増加し、概ね87,000世帯になることが見込まれます。

また、65歳以上の高齢単身世帯数が2020（令和2）年の7,038世帯から約2,600世帯（37.1%増）大きく増加すると見込まれます。

以上のことから、本市では、総人口が大きく減少に転じるリスクは少ないものの、15歳から64歳までの生産年齢人口が減少局面に移行する一方、高齢者人口のうち、特に75歳以上の人口の増加に拍車がかかることで、人口構造の大きな変化が見込まれます。

このため、こうした人口構造の変化に適切に対応するとともに、まちの活力を維持しながら、「このまちに住みたい、住み続けたい」と思える魅力的なまちづくりを推進します。

人口

1) 地域・年齢4区分別人口

区 分		人数・構成比					
		2020年 (令和2年)		2024年 (令和6年)		2029年 (令和11年)	
元町	15歳未満	8,605	11.9%	8,800	11.7%	9,396	12.2%
	15-64歳	54,048	74.5%	56,038	74.4%	55,779	72.6%
	65歳以上	9,897	13.6%	10,481	13.9%	11,677	15.2%
	うち75歳以上	4,365	6.0%	5,419	7.2%	6,353	8.3%
	人口総数	72,550	-	75,319	-	76,852	-
中町	15歳未満	6,904	12.0%	6,604	11.5%	6,325	11.2%
	15-64歳	35,536	61.8%	35,167	61.2%	34,137	60.2%
	65歳以上	15,037	26.2%	15,703	27.3%	16,247	28.6%
	うち75歳以上	6,930	12.1%	9,103	15.8%	10,723	18.9%
	人口総数	57,477	-	57,474	-	56,709	-
新町	15歳未満	6,892	16.6%	6,384	14.3%	5,711	12.6%
	15-64歳	29,607	71.4%	31,850	71.6%	31,222	68.8%
	65歳以上	4,998	12.0%	6,271	14.1%	8,461	18.6%
	うち75歳以上	2,019	4.9%	2,807	6.3%	3,778	8.3%
	人口総数	41,497	-	44,505	-	45,394	-
全市	15歳未満	22,401	13.0%	21,788	12.3%	21,432	12.0%
	15-64歳	119,191	69.5%	123,055	69.4%	121,138	67.7%
	65歳以上	29,932	17.5%	32,455	18.3%	36,385	20.3%
	うち75歳以上	13,314	7.8%	17,329	9.8%	20,854	11.7%
	人口総数	171,524	-	177,298	-	178,955	-

世帯数

1) 世帯数と1世帯あたり人員

区 分		2020年 (令和2年)	2024年 (令和6年)	2029年 (令和11年)
元町	世帯数	40,387	42,208	42,413
	1世帯あたり人員	1.80	1.78	1.81
中町	世帯数	25,943	26,555	26,610
	1世帯あたり人員	2.22	2.16	2.13
新町	世帯数	15,157	16,917	18,285
	1世帯あたり人員	2.74	2.63	2.48
全市	世帯数	81,487	85,680	87,308
	1世帯あたり人員	2.13	2.11	2.09

2) 高齢単身世帯数

区 分		2020年 (令和2年)	2024年 (令和6年)	2029年 (令和11年)
元町	75歳以上	1,542	1,917	2,298
	65歳以上	2,952	3,206	3,661
中町	75歳以上	1,816	2,474	3,217
	65歳以上	2,932	3,404	3,993
新町	75歳以上	756	1,026	1,396
	65歳以上	1,154	1,490	1,996
全市	75歳以上	4,114	5,417	6,911
	65歳以上	7,038	8,100	9,650

#### (4) 財政の見通し

---

浦安市は、これまでの公有水面埋立事業や交通網の発達、住宅開発の進展などにより、堅調な発展を遂げてきました。こうしたなか、市の歳入面においては、人口増に伴う個人市民税や土地造成などによる固定資産税、さらには産業の振興などによる法人市民税などが増加し、子育て支援をはじめ、障がい者や高齢者への福祉、教育など、様々な分野において市民サービスを着実に実行してきました。

しかしながら、将来人口の見通しでは、人口の伸びが鈍化傾向に転じることや、少子高齢化に伴う人口構造の変化などに伴い、今後の市政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

市税については、固定資産税や法人に対する法人市民税などは、今後も安定して推移していくものと考えられますが、個人市民税の納税主体である生産年齢人口が将来減少することで、これまで堅調に推移してきた市税収入全体は、減収傾向に転じるものと想定されます。

一方、経常的な経費については、生産年齢人口が減少していくなか、高齢者人口のうち、特に75歳以上の人口の増加により、介護給付費をはじめとする社会保障関係経費などが継続的に増加し、計画期間10年間で約40%の増加が見込まれます。

さらに、昭和50年代に集中的に整備してきた公共施設の建替えや大規模改修、道路等のインフラ整備、ごみ処理施設の延命化整備などが相次ぎ、多額の経費が必要とされます。

このようなことから、計画期間10年間の財政見通しでは、財源不足が生じ、その額が年々増加していくことが見込まれます。そのため、今後、様々な施策の実行にあたっては、財源不足額を補うため財政調整基金などを活用していくことが必要となりますが、基金額は年々減少していくことが想定されます。

この基本計画においては、これまでの財政状況や今後の社会経済情勢を見据え、国・県支出金に加え、新たな財源などによる積極的な歳入の確保はもとより、事業の緊急度や優先度を見極め、これまで以上に事業の見直しなど歳出における経費の抑制を行い、財政の健全化に努めることを基本に、計画期間内での施策の実行に向け、適正な財政運営に努めていきます。

## 【第2章】都市構成の基本方針

本市は、地区ごとに特性が異なる「住宅ゾーン」と流通・加工・業務の機能が立地する「工業ゾーン」、テーマパークやホテル、大型商業施設などが集積する「アーバンリゾートゾーン」で構成されています。

人口減少・超少子高齢社会への突入など社会全体が大きく変化し、また、本市が成熟期へと移行していくなか、今後も活力を維持し魅力あふれる都市として発展していくため、この3つの都市構成を維持しつつ、時代の変化に適切に対応した土地利用を図るとともに、各地域の特性や集積する機能を活かした拠点の充実と拠点間の連携を図ります。

### (1) 土地利用の方向

#### ①住宅ゾーン

住宅ゾーンについては、地区の特性を踏まえながら、現在の良好な住環境の保全や充実に取り組むとともに、地区の利便性や活力維持などの観点も加味し、少子高齢化に対応した市街地への転換を図っていきます。

かつての漁師町で古くから市街化した堀江・猫実・当代島地区については、神社・仏閣など他の地域にはないまちの風情を持つ一方で、老朽化した木造家屋が密集し、都市基盤が脆弱な区域も多く、住環境や防災面での課題を抱えています。このため、歴史的な市街地構造と既存の地域資源を活かしながら、密集市街地の再整備や都市基盤の整備により、居住環境の改善や防災機能の向上を図ります。

戸建住宅地区や大規模な集合住宅団地のうち、開発から30年以上が経過した地区については、住宅の老朽化や居住者の高齢化が進んでいます。このため、戸建住宅地区では、良質な住宅地の維持に加え、地区の利便性や活力維持などの観点も加味しながら地域主体のまちづくりを進めるとともに、大規模な集合住宅団地の維持・更新に取り組めます。

多様な都市機能の立地を目標に計画的な開発が進められた日の出・明海・高州地区については、埋立地での開発が終盤を迎える一方、一部では土地利用の転換が生じています。このようななか、未利用地や今後二次開発が進んでいくことが見込まれる地区などでは、良好な市街地の保全を基本に、地区の利便性や活力の維持といった視点も持ち開発を誘導するとともに、市全体の人口構造や周辺環境の変化を踏まえ、多様な世代、多様なライフスタイル、多様な暮らしの価値観を持った人々が定着しやすい幅広い居住環境の創出に努めます。

その他、商業・業務施設、工場・事業所など様々な用途の建物が混在する地区や、賃貸住宅が多く立地する地区については、低未利用地を中心に住宅用途への転換が進んでおり、今後も人口増加や賃貸住宅における若年層の流入が見込まれます。これらの地区について、人口構造の変化に合わせた、住環境の向上と適正な開発の誘導に努めます。



## ②工業ゾーン

---

工業ゾーンについては、鉄鋼通り・港地区の一部に鉄鋼の流通・加工基地である浦安鉄鋼団地が立地しており、港・千鳥地区には、倉庫・流通・加工・業務などのほか、元町地域の住工混在の解消のため移転してきた工場も立地しています。

また、工場や事業所の操業環境を守るため、特別用途地区や地区計画が定められています。

今後も周辺環境との調和や操業環境の維持に努めつつ、長期的な展望のもと、時代の変化にも対応しながら、集積する機能の維持・更新を促進します。

## ③アーバンリゾートゾーン

---

アーバンリゾートゾーンについては、テーマパークやホテルなどが集積し、国内だけでなく海外からも来訪者を集める魅力あふれるリゾート地となっています。

舞浜駅は開業以来、アーバンリゾートゾーンの玄関口として活用されており、また、運動公園は、市民のスポーツの場、憩いの場として活用されています。

今後も周辺住宅地の環境と調和しながら、地域の魅力をさらに育み、より多くの人に親しまれ、市民が誇れるリゾート地となるよう、その整備を促進するとともに、市への来訪者も含めた滞在人口に対する施策を推進していきます。

## (2) 拠点の整備・充実

---

鉄道3駅を中心とした都市拠点、行政・文化・福祉の機能が集積するシビックセンター地区、日の出・明海・高洲地区の海岸沿いの海辺の交歓エリア、運動公園のほか、ホテルや浦安マリーナ、ヘリポートなどが立地する運動公園周辺地区を拠点として位置付け、それぞれの個性や都市機能の集積を活かした機能の充実を図ります。また、各拠点の連携により、まち全体の活性化を図るため、各拠点を結ぶネットワークの強化を図ります。

### ①都市拠点

---

浦安駅周辺地区については、本市の商業や経済の拠点として位置づけ、防災機能の確保を視野に入れながら、「交通結節機能の強化」、「商業の振興」、「多様な都市機能の導入」を基本的な柱として持続的発展に向け、段階的に再整備を図ります。

新浦安駅周辺地区については、市民の文化活動や交流などといった、にぎわいのある都市生活の拠点として位置づけ、駅前広場の機能強化や道路交通環境の向上を図ります。

舞浜駅周辺地区については、アーバンリゾートゾーンの玄関口及び地区住民の生活拠点として位置づけ、舞浜駅南口、北口の機能分離の考え方のもと、住民と来訪者、双方に配慮した機能の強化を図ります。

## ②シビックセンター地区

---

市役所庁舎周辺のシビックセンターコア地区については、行政・文化の拠点として位置づけ、今後も拠点としての機能が持続的かつ効率的に発揮されるよう、維持・更新を図ります。

福祉機能が集積するシビックセンター東野地区については、福祉の拠点として位置づけ、地域ごとに提供する福祉サービスと連携を図りながら、今後とも良質な福祉サービスを安定的かつ継続的に提供できるよう機能の充実を図ります。

また、シビックセンター地区全体としての拠点機能の強化・充実を図ります。

## ③海辺の交歓エリア

---

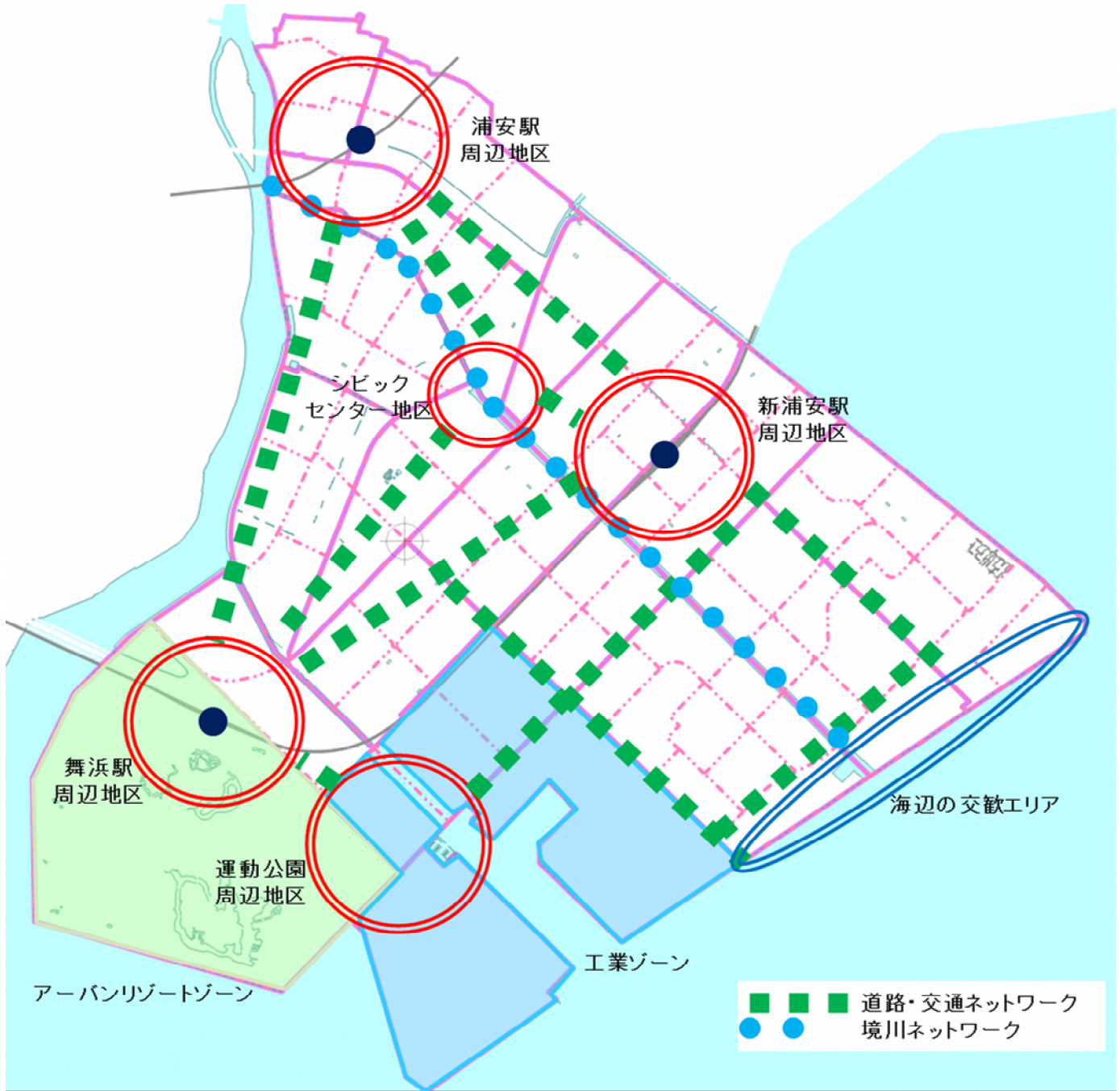
海辺の交歓エリアについては、市民が海とふれあいながら憩い、交流できる拠点として位置づけ、引き続き市民が海を身近に感じられる空間の創出を図るとともに、大規模な公園などのこれまでに集積してきた機能や水際線に位置する立地特性を活かしながら、さらなる魅力の向上を図ります。

## ④運動公園周辺地区

---

運動公園周辺地区については、本市の新たな個性を生み出す拠点として位置づけ、本市のさらなる魅力向上をめざし、立地する機能や水際線に面する特性を活かした機能の整備・充実を図ります。

# 都市構成の基本方針



### 【第3章】重点プロジェクト

人口減少・超少子高齢社会への突入など変貌する社会経済情勢に適切に対応し、また、埋立地の開発が終焉を迎え、まちづくりのステージを発展期から成熟期へと変えつつある浦安市が、基本構想に掲げた将来都市像「人が輝き躍動するまち浦安」を実現していけるよう、豊かな成熟社会を創造するまちづくりへの取り組みとして3つのチャレンジを掲げます。

これらのチャレンジの中には、基本計画の計画期間である10年間では達成が難しい施策・事業もあります。また、関係する方々との協議・連携なしには実現が困難なものもありますが、それらを長期的な展望のもと積極的・継続的に取り組むことで、浦安市のさらなる発展につなげ、活力と魅力あふれるまちづくりを進めていきます。

### 【第4章】施策の体系

「基本目標1 育み学び誰もが成長するまちへ」から「基本目標4 多様な機能と交流が輝くまちへ」まで、基本構想に掲げた4つの基本目標に即し、その配下に位置づけた基本方針を具現化するための施策の展開内容などを体系化して示します。

※ 別紙「施策の体系（案）」参照





## 1-1 子どもの育ちと子育てを応援する

### 1 子育て

#### ■現状と課題

子どもたちが健やかに育ち、安心して子育てができる環境を整えるためには、家庭だけでなく地域で子育てを支えていくことが重要です。

本市の年少人口は2011（平成23）年度の26,746人をピークとして、2019（令和元）年度は、22,683人となり少子化が進んでいます。また、本市は都心のベッドタウンであり単一世帯向けの住宅が多いことなどから、2015（平成27）年の核家族率は、子育て家庭（18歳未満の子どもを養育する家庭）で95.7%と極めて高い水準となっています。

子どもの減少は、経済成長の鈍化、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力低下など、社会的・経済的に極めて大きな問題を招きます。安心して出産し子育てができるよう関係機関の連携による専門的な支援や相談体制の充実が求められています。

サポートしてくれる親が身近にいないことに加え、地域の繋がり希薄化は、出産や子育てに関する親の身体的・精神的負担の増加・深刻化に繋がる可能性があることから、地域で支え合える環境の整備が求められています。

子どもの発達に関連した相談件数は年々増加しており、医療・保健・教育・福祉など複数の分野が連携・協力を図りながら、一人ひとりの子どもに応じた支援を充実する必要があります。

女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などに伴い、全国的に保育需要は増加しています。特に、本市は全国や千葉県と比べて女性の就業率が高いことなどから、保育需要が高く、これまで、認可保育園の新設や0～2歳児に特化した小規模保育所の新設、公立幼稚園の認定こども園への移行など、保育定員の拡大を積極的に推進してきましたが、待機児童の解消には至っていません。今後、幼児教育・保育の無償化などに伴い、保育需要の増加が見込まれることから、待機児童の解消に向けた更なる取り組みが求められます。また、保育の質の向上を図るため、保育士の確保や定着の支援に取り組む必要があります。

ひとり親家庭は、子育てと生計の確保という二重の役割を一人で担い、親の負担が大きく、所得や就業、家事などに困難を抱えるケースも多いことから、生活を支える取り組みが必要となっています。

**■施策分野の展開内容****(1) 妊娠・出産・子育て支援の充実**

子どもができない悩みを抱える夫婦が子どもを持てるような環境づくりを進めるため、不妊に対する不安の軽減や正しい知識の周知・啓発を図る相談体制の整備を図るとともに、不妊治療や不妊症<sup>1</sup>に係る検査・治療を受診している夫婦の経済的負担の軽減に取り組みます。

妊産婦の家庭や地域での孤立感、妊娠・出産・子育てに対する不安を解消するため、疑問や不安・悩みなどに応じる相談体制の整備・充実のほか、子育てケアプラン<sup>2</sup>の作成や様々な媒体を活用した情報提供に取り組みます。

妊産婦の健康を確保するため、妊婦健康診査の実施や周産期医療<sup>3</sup>体制を確保するとともに、産後ケアや訪問・保健指導などにより、疾病及び異常の早期発見、健全な母性の育成に取り組みます。

発達が心配される子どもをもつ保護者の不安を軽減し、子どもが自分らしく成長できるよう、発達障がい<sup>4</sup>の早期発見と、その発達段階に応じた専門的な相談・療育体制の充実を図ります。

**(2) 保育サービス・放課後児童対策などの充実**

増加する保育需要に対応し、待機児童を解消するため、認可保育所<sup>4</sup>や小規模保育所<sup>5</sup>の整備など様々な手法により、保育定員の拡充を図ります。

子どもの発達に応じた質の高い保育を提供できるよう、引き続き、保育士などの処遇改善や資質向上の取り組みを推進します。

すべての児童が放課後などに安全な環境の中、多様な活動ができるよう、児童育成クラブについては、対象年齢の拡充や受け入れ定員の増加を図るとともに、運営や施設のあり方について検討します。また、児童育成クラブと放課後子ども教室を一体的に運営する「放課後うらっこクラブ」については、学校や地域と連携し、更なる充実を図ります。

**(3) 多様な子育て支援サービスの充実**

地域の子育て力を高めていくため、子育て支援の担い手を育成するとともに、子育て中の親子が気軽につどい、相談・交流する場や外出先で授乳やおむつ交換ができる施設の充実を図るなど、住民や企業などとの連携を図りながら、身近な地域における子育ての支援を強化します。

一時的に子どもの養育が困難になったときに、保護者に代わり養育を行う子育て短期支援事業（短期入所生活援助（ショートステイ）事業<sup>6</sup>／夜間養護等（トワイライトステイ）事業<sup>7</sup>）を市内で実施します。また、病気や病気回復期の子どもを預かる病児・病後児保育の充実を図ります。

<sup>1</sup> 妊娠はするが、2回以上の流産や死産、または生後1週間以内の早期新生児死亡を繰り返すこと。

<sup>2</sup> 特に行政とのつながりが希薄になる妊娠から1歳6ヶ月健診までの時期を中心に、子育てケアマネジャーと保健師が、子どもの成長に応じた「子育てケアプラン」を作成する。

<sup>3</sup> 「周産期」とは、妊娠満22週から出生児満7日未満までの期間のこと。この時期は母子ともに異常が発生しやすいため、突発的な緊急事態に備え、産科・小児科双方から一貫した総合的な医療体制が必要なことから、特に「周産期医療」と表現されている。

<sup>4</sup> 国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士の職員数など）をクリアして千葉県知事に認可された保育所。

<sup>5</sup> 0～3歳未満児（満3歳になる年度の3月31日まで）を対象とした、定員が6人から19人以下の少人数で行う保育所。

<sup>6</sup> 保護者が、疾病・疲労など身体・精神・環境上の理由により児童の養護が困難となった場合などに、保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う。

<sup>7</sup> 保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合などに、保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。



ひとり親家庭の生活の安定を図るため、経済的支援や就労支援、家事支援などに取り組みます。

■施策分野の成果指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	めざす方向
認可保育所の待機児童数	人	健康こども部資料	142 (2019年4月 1日)	↓
浦安市は「子育ての場」として魅力的だと思う市民の割合	%	市民意識調査	85.6 (2017年度)	↑

## 2 健全育成

### ■現状と課題

乳幼児期から学童期は、生活習慣を身に付け確立していく重要な時期であり、思春期は、ライフスタイルの変化の中で、自立した社会人として生きていく力を身に付け成長していく大切な時期です。こうした時期の日々の生活は、その後の健康づくりや人格形成の土台となることから、子どもたちの健康を保持し心身を支える体制を整える必要があります。

少子化・核家族化の進展、地域のつながりの希薄化などを背景に、様々な世代の大人と子どもたちとの交流や様々な体験活動の機会が減少するなど、子どもを取り巻く環境が変化しています。

このような環境の変化を踏まえ、子どもたちが豊かな心を育むためには、家庭だけではなく、地域社会全体で子どもたちの育成に取り組んでいく必要があります。

子どもたちが主体的に学び成長するためには、子どもが安心して過ごせる場、素直に自分を出せる場、好奇心と創造力を刺激される場など、自らの意思で選択し過ごすことができる多様な居場所や環境づくりを行う必要があります。

非行・貧困・ニート・引きこもりなど、子どもや若者に関する問題は複雑・多様化しています。

また、SNSなどインターネット利用に関わる様々なトラブルに巻き込まれるケースも増加しています。そのため、従来の個別分野を超えたきめ細やかな取り組みが求められています。また、すべての子どもや若者の将来がその生まれ育った環境などに左右されず、社会的に自立した個人になれるよう適切な支援を行う必要があります。

子どもの生命が奪われるなど、重大な児童虐待事件は後を絶たず、大きな社会問題となっています。全国の児童相談所への虐待相談対応件数は、一貫して増加を続け、近時では、関係機関が関わりながら児童虐待による死亡事件が発生するなど、深刻な状態が続いています。また、市のこども家庭支援センターによる虐待相談件数も一貫して増加しています。このような中、児童虐待の防止のため、警察や児童相談所をはじめとした関係機関と連携し、適切に役割を分担しながら、切れ目のない支援をしていくことが重要です。

全国で、子どもが被害者となる凶悪事件や重大事故が発生しています。子どもを事件及び事故、災害から守り、地域の中で安全に生活できるようにするため、警察や自治体による取り組みのみならず、地域一丸となった見守りや支援体制を強化する必要があります。また、子ども自身が身を守り、危険に近づく行動をしないため指導する必要があります。

## ■施策分野の展開内容

### (1) 子どもの健やかな成長と豊かな心を育む環境づくり

子どもの健康の保持・増進と保護者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児健康診査や予防接種を適切に実施するとともに、中学3年生までの子どもが、病院で保険診療を受診した際の医療費の助成などを行います。

子どもが安心してのびのびと遊ぶことができる場や過ごせる場の充実を図るとともに、様々な人々との交流や多様な経験を通して、心の豊かさやたくましさを育むことができる環境づくりを進めます。

子どもが本に親しみ、読書習慣を身に付け、気軽に集うことができる場として、また、すべての子どもたちの主体的な学びの場として、子ども図書館を整備します。

すべての児童が放課後などに安全な環境の中、多様な活動ができるよう、児童育成クラブと放課後子ども教室を一体的に運営する「放課後うらっこクラブ」について、学校や地域とともに、更なる充実を図ります。

引きこもりの若者を対象とした居場所づくりなど、民間団体とも連携を図りながら、社会的自立を促進します。

青少年健全育成団体や学校・警察などと更なる連携・協力を図り、地域ぐるみで非行防止と健全育成を支える活動を推進するとともに、関係機関との連携により相談体制の充実を図ります。

### (2) 子どもたちの安全を守る体制の充実

子どもたちを虐待から守るため、相談などあらゆる機会を捉え、虐待が疑われる子どもの環境を的確に把握し、児童相談所をはじめとした関係機関との連携強化を図り、児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応に取り組みます。また、児童福祉に携わる職員などに向けた研修会や市民向けの広報・啓発活動、相談先の周知徹底、保護者に対する指導・支援を推進します。

DV<sup>8</sup>被害を受けた母子や虐待を受けた児童の一時保護を迅速に行うため、関係機関との連携強化に一層取り組みます。

子どもたちを犯罪や交通事故から守るため、防犯キャンペーンや防犯講演会の開催など、地域の自主防犯活動団体への活動支援や活動団体のネットワークの充実を図るとともに、警察と連携した防犯訓練や交通安全教室、地域安全マップづくりなどの安全教育に取り組みます。また、小学校への警備員の配置、防犯カメラの設置による犯罪抑止力の強化と通学路安全点検の実施など、実践的・効果的な防犯対策や交通安全対策を推進します。

## ■施策分野の成果指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	めざす方向
1歳6か月児健診受診率	%	母子保健課資料	98.3 (2018年度)	100
1日あたり「1時間以上読書をする」中学生の割合	%	浦安市小・中学生生活実態調査	15.6 (2018年度)	↑

<sup>8</sup> 「ドメスティックバイオレンス (Domestic Violence)」の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力のこと。

## 1-2 子どもの可能性と未来を拓く教育を推進する

### 1 学校教育

#### ■現状と課題

近年の技術革新やグローバル化など、我が国全体の社会・経済情勢が大きく変化する中、教育を取り巻く環境も年々変化し、求められるものも一層多様化しています。

2020（令和2）年度から順次実施される、小・中学校の新学習指導要領<sup>9</sup>では、変化の激しい時代の中で、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、自ら未来を切り拓いていけるよう、主体的・対話的で深い学びの実現やICT<sup>10</sup>の活用、論理的思考能力を育むプログラミング教育の必修化、外国語教育の更なる充実などが掲げられています。

市としても、こうした教育を取り巻く環境の変化にも対応しつつ、教育の根幹となる知・徳・体を育むことはもとより、人との豊かな関わりや郷土愛を育むなど、特色ある教育を推進していく必要があります。

児童生徒一人ひとりの学習の理解を深めるため、少人数教育や習熟度に応じた指導などを今後も推進していくことや、近年増加している日本語を母国語としない児童生徒に対する支援なども求められています。また、教職員の資質の向上や、指導方法の工夫・改善を行っていく必要があります。

特別な教育的支援の必要な児童生徒に対しては、障がいなどに応じたより適切な指導や支援が受けられるよう、特別支援学級や通級指導教室<sup>11</sup>の整備による多様な学びの場を充実していくとともに、県立特別支援学校の誘致を促進していく必要があります。

家庭の経済事情による教育の格差が問題となっていることから、経済的な理由により就学が困難な児童生徒や、学業成績が優秀で学習意欲が高い学生に対しても引き続き支援していくことが求められています。

いじめの問題については、児童生徒の生命や身体に係る重大な事案が起こることのないよう、今後も引き続き、いじめの未然防止や早期発見・早期対応を図っていく必要があります。また、不登校の児童生徒に対しても、スクールライフカウンセラー<sup>12</sup>や適応指導教室<sup>13</sup>などによる相談や学習の支援を行っていく必要があります。

すべての児童生徒が、等しく、かつ質の高い教育を受けるためには、学校施設などの教育環境の向上が重要であることから、今後10～20年先の児童生徒数の動向を見極めながら、学校規模の適正化や通学区域のあり方について検討していく必要があります。また、老朽化の度合いに応

<sup>9</sup> 子どもたちが全国のどこにいても一定水準の教育を受けることができるようにするため、学校が編成する教育課程の大綱的基準として、国が学校教育法などに基づいて定めるものであり、これまで概ね10年ごとに改訂されている。

<sup>10</sup> 情報通信技術（Information and Communication Technology）の略。

<sup>11</sup> 通常の学級に在籍し、学習に概ね参加でき、一部の特別な指導が必要とされる児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに合わせたプログラムを組み、個別または、小集団での指導を行い、子どもの成長を促していく教室。

<sup>12</sup> 児童生徒の心理臨床に関する高度な専門的知識・経験があり、学校で児童生徒へのカウンセリング、教職員や保護者への助言・援助などを行う人。

<sup>13</sup> 児童生徒の悩みや心配ごとに対応するため、臨床心理士をはじめとする専門スタッフが、カウンセリング、学習・集団活動の指導・支援を行い、学校や社会生活へ適応するための相談や援助を行う教室。

じた施設の改修や、ICT環境の整備などの取り組みを進める必要があります。

社会全体で子どもの成長を支えていくことは、子どもの社会性や健全な育成のために不可欠であり、学校・家庭・地域・行政が連携し、地域ぐるみで子どもを育む体制づくりが重要となっています。

保育需要の増加が見込まれる反面、公立幼稚園・認定こども園の園児数は、減少が見込まれます。そこで、限られた土地や施設を最大限活用するとともに、幼児教育の水準の向上を図るために、公立幼稚園・認定こども園に求められる役割や機能、規模など、公立幼稚園・認定こども園のあり方を見直す必要があります。

## ■施策分野の展開内容

### (1) 特色ある教育の推進

児童生徒がこれからの時代に求められる資質・能力を着実に身に付け、自ら未来を切り拓いていけるよう、教育の根幹となる知・徳・体を育む教育の充実を図るとともに、時代の変化や新たなニーズに対応した教育を推進します。特に国語教育については、情緒力や論理的思考力といったすべての教科や学問の基盤となるものであるため、子ども図書館との連携も含め、一層の充実を図ります。

児童生徒にふるさと浦安の歴史や文化を伝えるため、郷土博物館の活用や歴史・地域学習を推進し、郷土愛を育みます。また、自国以外の文化を理解し、相手を尊重する心を育むため、国際理解教育や平和教育を推進します。

児童生徒が社会へ参画・交流し、社会の一員としての資質を育成するため、学年・世代を超えた交流の場を提供します。

就学前から義務教育9年間を見通した学びの連続性を確保するため、幼稚園・認定こども園・保育園・小学校・中学校の連携教育を推進します。また、市内の保育・教育施設に通う子どもたちが、等しく質の高い保育・教育を受けられるよう、浦安市就学前「保育・教育」指針に基づき、一人ひとりの特性に応じた指導を推進します。

### (2) 一人ひとりの個に応じた指導の充実

児童生徒一人ひとりの個性や可能性を伸ばしていけるよう、一人ひとりの能力や状況に応じたきめ細やかな教育を推進します。そのため、少人数教育や習熟度に応じた指導、日本語の指導を必要とする児童生徒に対する支援などを推進します。

教職員の資質や指導力の向上を図るため、専門的・実践的な研修会や講座の実施、指導に必要な教育情報を円滑に入手できる環境を整備するとともに、学力・生活実態調査の結果を踏まえた指導方法を工夫・改善します。

特別な教育的支援の必要な児童生徒一人ひとりが持てる力を十分発揮できるよう、特別支援学級の全校への整備や通級指導教室の適正な配置を進めるとともに、より身近な場所で、障がいに応じた適切な指導や支援が受けられるよう、県立特別支援学校の誘致に向けて千葉県と協議を進めます。

経済的理由により就学が困難な児童生徒への必要経費の援助の充実や、給食費の無償化などに取り組むとともに、学業成績が優秀で学習意欲が高い学生を対象とした奨学支援を行います。

いじめや不登校など、児童生徒への指導上の諸問題の未然防止及び早期発見・早期対応に向け、スクールライフカウンセラーや適応指導教室などによる相談支援体制の充実を図ります。また、重大事案発生時における危機管理体制を強化します。

**(3) 教育環境の向上**

教育機会の均等を図るため、各学校区における今後 10～20 年先の児童生徒数の動向を適切に見極めながら、学区の変更や学校の統合などを検討し、適正な体制の確保に努めます。また、各幼稚園・認定こども園における園児数の動向を適切に見極めながら、公立幼稚園・認定こども園の規模適正化に取り組むとともに、あり方について検討します。

学校施設の老朽化の度合いに応じた改修・修繕や設備機器の更新、ICT環境の整備など、学校施設の機能の維持・更新を図ります。

教職員の心の健康及び悩みに関する相談支援体制の充実を図ります。

**(4) 地域と共生する子どもを育む体制の推進**

より市民に信頼され開かれた学校となるよう、保護者や地域の方々の意見を幅広く聞きながら、学校、家庭及び地域との連携による学校づくりを推進するとともに、教育方針や具体的取り組みなどの教育情報を提供します。

様々な世代の大人や子どもたちとの交流を通して、社会性やコミュニケーション能力を身に付けられるよう、家庭・学校・児童生徒・地域との連携・交流の促進や異学年交流活動の充実を図ります。

地域ぐるみで部活動の充実や児童生徒の学力向上を促進するとともに、地域住民と児童生徒の交流を促進するため、地域人材の活用を図ります。

**■施策分野の成果指標**

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	めざす方向
全国学力・学習状況調査において、全国の平均正答率を 100 とした場合の指数	—	教育委員会資料	小学校：106 中学校：107 (2018 年度)	↑
不登校の児童生徒数	人	教育委員会資料	小学校：54 中学校：111 (2018 年度)	↓

## 1-3 生涯にわたる学びと人のつながりを大切にする

### 1 生涯学習

#### ■現状と課題

生涯学習は、人々の知的欲求を満たし、生活の改善や自己実現、さらには人間としての成長につながっていくものです。

今後も高齢化が進展していく中で人生を豊かに生きるためには、生涯にわたって学習し自己の能力を高めていくことや、学んだ知識を地域や社会の課題解決のために活かしていくことが期待されています。

これまで市では、公民館や図書館、郷土博物館などの施設整備をはじめ、多様な学習ニーズやライフステージに応じた学習機会の提供を行うとともに、学習成果を地域で活かせるようにするための取り組みを行ってきました。

引き続き市民一人ひとりが、必要なときに必要な知識が得られるよう学習機会の充実を図るとともに、市民の学習活動につながる情報提供や学習相談体制の充実を図っていく必要があります。

また、高齢化の進展や地域における人間関係の希薄化が進む中、学び合いや交流を通して市民が地域の中でつながりを持つ重要性はさらに高まっていくものと考えられることから、学びを通して人と人がつながる環境や団体相互が交流・連携できる環境を充実していくことが求められています。

さらに、市民一人ひとりが学んだことを地域の中で実践していくことで、地域の課題解決や持続的な発展につながっていくことから、学びの成果を活かせる場の充実や、学びと実践をつなぐ人材を育成するとともに、生涯学習を行う多様な主体と連携・協力していく必要があります。

## ■施策分野の展開内容

### (1) 市民一人ひとりが学ぶ機会の充実

多様な学習ニーズに対応するため、ライフステージやライフスタイルに応じた学習機会の提供や、誰もが学習しやすい環境の充実、さらには、現代的・地域課題に対応した学習内容などの充実を図ります。

誰もが学習情報を入手できるよう、ICTの活用や広報など、適切な手段による情報発信を行うとともに、情報の質の向上など、効果的な情報提供に取り組みます。

### (2) 市民がつながり・交流する場や機会の充実

市民が学びを通して交流し、地域の中で市民同士がつながりを持てる環境の充実を図ります。

図書館では、個人の調査研究や学習を目的とした施設利用から、市民が交流し学び合うことを通して新たな知識を創造できる場としての充実を図ります。

公民館では、市民の主体的な講座などの企画・運営を促進するとともに、主催事業におけるワークショップなどのグループ学習を通して、交流機会の充実を図ります。

サークルや団体が継続的に活動できるよう、情報発信の支援や研修機会の提供に取り組みます。また、団体の活動が内部活動に留まることなく、活動を通して地域と関わりを持てるきっかけとなるよう団体間が交流できる場や機会を提供します。

### (3) 学びによる豊かな地域づくりの推進

市民の学びが豊かな地域づくりにつながるよう、高齢者施設や子育て支援施設などの関係機関や、自治会などの地域活動を行う団体と調整しながら、市民が身に付けた知識や技能、経験を活かせる場の充実を図ります。

学びの成果が実践へとつながるよう、学びと実践をコーディネートする人材の計画的・継続的な育成に取り組むとともに、人材が活躍できる仕組みの充実を図ります。

さらに、保護者、地域住民との協力により、子どもを育み、学びを支援する体制づくりを進めるとともに、大学や民間事業者などとの協力により、地域を支える学習機会の充実を図ります。

## ■施策分野の成果指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	めざす方向
生涯学習を行っている人の割合	%	生涯学習に関する市民意識調査	59.8 (2016年度)	↑
市立図書館の貸出冊数	千冊	中央図書館資料	1,927 (2017年度)	↑



## 2 文化

### ■現状と課題

文化は、市民一人ひとりの心の豊かさや創造性を育み、人々や地域のつながりを強めるとともに、教育や観光、国際交流など社会のあらゆる分野と関わり、まちや人々の暮らしに潤いと活力を与えるものです。

市においても、日々の暮らしや様々な活動の中で、多くの歴史・伝統文化、文化芸術活動、市民文化<sup>14</sup>、都市文化<sup>15</sup>が形づくられており、市では地域に根差した文化の更なる振興・活用を目指し、2019（平成31）年度に浦安市文化政策基本方針を策定しました。

今後も、地域の文化を後世に伝えるとともに、市民一人ひとりが文化芸術を身近に感じ、文化芸術の創造や文化芸術を通じた交流を促進することにより、市民のまちへの愛着とまちの魅力を高めていくことが重要です。

歴史と伝統文化は、まちの魅力と市民の郷土愛を育む重要な要素の一つであり、今後のまちづくりに向けた源泉となるものです。引き続き、郷土の歴史や伝統文化に触れる機会の提供や文化財の調査・保護、伝統芸能や技能の継承を図る必要があります。また、公有水面埋立事業<sup>16</sup>以降に培われてきた情報や資源についても収集・整理・保存するとともに、市民が触れる機会を提供していく必要があります。

文化会館や市民プラザ、音楽ホールなどにおいては、文化芸術を鑑賞・体験・創造・発表できる機会の充実に取り組んでおり、サークルなどの団体をはじめとする、市民の文化芸術活動も活発に行われています。これからも、誰もが生涯を通して、より身近に文化芸術に触れられるよう、様々な文化芸術の公演、展示などへの支援を行うとともに、文化芸術活動への参加機会の充実や地域における文化芸術活動の振興を図る必要があります。

また、文化芸術は、人々のつながりや相互理解をもたらし、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成や、質の高い経済活動の実現に重要な役割を持つものです。

このような役割を持つ文化芸術を、今後、地域コミュニティをはじめ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの分野に活用しながら、市民文化と都市文化の更なる醸成を図っていく必要があります。

<sup>14</sup> 市民の自発的なまちづくりの活動により醸成されるコミュニティのように、市民生活全般にかかわる有形無形の活動の集積として生まれる成果であり、まちや人々の暮らしに潤いと活力を与えるもの。

<sup>15</sup> 本市の表情豊かな景観のように、市民文化を土台として、市・市民・事業者の連携によって生まれる成果であり、浦安市を特徴づけるもの。

<sup>16</sup> 公共の用に供する水流または水面であって、国の所有に属する水面を埋め立てる行為。本市の場合、千葉県事業として、二度にわたり、公有水面の埋め立てが行われており、浦安地区第一期埋立事業では、海面下の土地もあわせて埋め立てられた。

## ■施策分野の展開内容

### (1) 歴史・伝統文化の保存・継承

市民がまちの歴史と伝統文化への理解を深め、郷土愛を高められるよう、郷土博物館において、公有水面埋立事業以降、浦安が発展してきた経緯を含め、まちの歴史や伝統文化に触れる機会を充実するとともに、郷土資料の収集・調査研究や、文化財の調査・保護に取り組みます。

また、伝統芸能・技能を学び、体験する機会の提供を通して、伝統芸能・技能を伝えられる人材の育成や活用などを進め、歴史と伝統文化を保存・継承していきます。

### (2) 市民が文化芸術に触れる機会の拡充

幼児から高齢者まで幅広い世代の方や障がいのある方、在住外国人など、誰もが文化芸術に触れ、実践できる環境の整備に取り組みます。

市民が文化芸術により高い関心を持つことができるよう、市内で実施されている文化芸術に関する情報提供の充実を図ります。

市民の自主的・自発的な文化芸術活動を支援するため、文化芸術を鑑賞・体験・創造・発表できる機会の提供に取り組むとともに、青少年が文化芸術の活動を体験・参加しやすい環境づくりを進めます。

文化会館や市民プラザ、音楽ホールにおいて、文化芸術に触れられる事業に取り組むとともに、公共の場で市民が気軽に文化芸術に触れる機会と自己表現の場を引き続き提供します。

### (3) 多様な主体による文化芸術を活かした取り組みの推進

人と人とのつながりや地域コミュニティを醸成するため、市・市民・団体・事業者・関係機関など多様な主体による文化芸術活動を通して、豊かな文化を育てていきます。

これまで受け継がれてきた歴史や伝統芸能・技能、三方を水に囲まれた環境や地域資源を活かしながら、観光、経済、福祉、地域振興などの様々な分野において、文化を幅広く活用していきます。

## ■施策分野の成果指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	めざす方向
浦安市郷土博物館への来館者数	人	郷土博物館資料	105,582 (2016年度)	↑
文化芸術活動の「演奏・創作」を行っている人の割合	%	生涯学習に関する市民意識調査	46.8 (2016年度)	↑

### 3 スポーツ

#### ■現状と課題

近年、健康の維持増進への関心の高まりやライフスタイルの多様化、急速な高齢化の進展などにより、生涯スポーツの重要性が高まっています。

市では2010（平成22）年度に、日頃からスポーツを楽しみ、豊かなスポーツを通して、市民一人ひとりが生涯にわたって心身ともに明るく健康であることを願い「生涯スポーツ健康都市」を宣言し、市民が身近なところで自分に合ったスポーツを生涯にわたり楽しめるよう、継続的な活動の普及と意識の高揚に努めてきました。

また、各種スポーツ団体やトップスポーツの競技団体と連携・協力し、より多くの市民にスポーツへの関心を喚起する場を創出してきました。さらに競技スポーツの普及や競技力の向上を図るため、地域のスポーツを支える人材の育成や支援、選手強化支援などに取り組んできました。

今後も、すべての市民が自らの目的に向けてスポーツに取り組むことができるよう、多様なニーズに応じたスポーツの機会や情報を提供するとともに、トップスポーツチームとの連携などを通してスポーツへの関心を喚起し普及していくことや、市民の競技力の向上に取り組んでいく必要があります。

近年の多様な競技種目の増加によるスポーツ施設の利用需要の増加に対応するとともに、誰もがスポーツに取り組むことができるよう、スポーツ施設の環境改善を図る必要があります。

市民が身近にスポーツに取り組めるよう学校や地域と連携し、学校施設や公園を効果的に活用していく必要があります。

**■施策分野の展開内容****(1) 多様なニーズに対応したスポーツ機会の充実**

東京ベイ浦安シティマラソン、浦安スポーツフェアなどのスポーツイベントの開催を通して、ライフスタイルやライフステージごとの市民ニーズに応じたスポーツに取り組む機会の充実を図るとともに、健康づくりや介護予防にもつながるよう、様々なスポーツの普及に取り組みます。また、これまでにない新たなニーズに対応したスポーツに対する支援に取り組みます。

誰もがスポーツに親しみ、楽しむことができるインクルーシブスポーツ<sup>17</sup>の視点を持った取り組みを推進します。

スポーツ関係団体の育成と活動を支援し、健康増進や競技スポーツに取り組む市民を増やします。

市民のスポーツに取り組む機運醸成を図るため、国際大会や全国大会などで活躍する選手に対して競技活動の支援に取り組みます。

**(2) 誰もがスポーツを楽しめる施設の充実**

少子高齢化の進展やスポーツ施設に対するニーズの変化に対応するため、運動公園などのスポーツ施設の再整備に取り組みます。

市民の誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ施設のバリアフリー化などの環境整備を推進します。

スポーツ施設の機能の維持・向上を図るため、老朽化の度合いに応じた改修・修繕や設備機器の更新を計画的に推進するとともに、より効果的で効率的な維持管理・運営に取り組みます。

より多くの市民が身近な場所で、気軽にスポーツを楽しむことができるよう、既存のスポーツ施設の利用時間の拡大や、市内の小・中学校や大学などと連携し、体育施設の有効活用を図ります。

市民が生活に身近な場所でスポーツを楽しむことができるよう、公園や海岸・河川などの水辺空間を活用するとともに、今後必要となるスポーツ施設について調査・検討し、整備に取り組みます。

**(3) スポーツへの関心を喚起する取り組みの推進**

市民のスポーツに対する関心を喚起するため、市で活動するトップスポーツチームと連携し、市民がトップレベルのスポーツに触れられる機会を提供します。

市内のスポーツ施設で実施される様々なイベントや教室などの情報について、速やかで効果的な提供を図ります。

スポーツ指導者やボランティアの育成とともに、地域ニーズに合った活躍の場の提供に取り組みます。

スポーツ関係団体やスポーツ推進委員、地域に根差したスポーツ団体と連携を図りながら、子どものスポーツを支える取り組みを推進します。

<sup>17</sup> 障がいの有無にかかわらず、だれもが参加することができるスポーツ。

## ■施策分野の成果指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	めざす方向
市所管のスポーツ施設の利用者数	人	市民スポーツ課資料	342,168 (2018年度)	↑
市内で活動しているスポーツ関連団体の加入者数	人	同上	27,821 (2019年度)	↑
週1回以上スポーツを行っている市民の割合	%	生涯学習に関する市民意識調査	50.3 (2016年度)	↑

## 2-1 生涯にわたり健康で安心して暮らせる

### 1 健康

#### ■現状と課題

すべての市民が生涯を通して生き生きと安心して暮らすためには、市民一人ひとりが健康への意識を高め、主体的に健康づくりに取り組むことが重要です。

2015(平成27)年時点での市民の平均寿命は、男性が81.7歳、女性が87.3歳で、10年前と比較してそれぞれ2.4歳、2.0歳長くなっています。一人ひとりが健康で日常生活を支障なく送ることのできる期間を長く保つ「健康寿命」の延伸を図ることが重要となっています。

そのため、「自分の健康は自分で守る」を基本に、市民が主体的に健康づくりに取り組むことのできる環境を整備する必要があります。食生活や飲酒・喫煙習慣の見直し、運動習慣の定着など、生活習慣の改善を促すほか、多様な事業主体と連携して、地域ぐるみで健康づくりに取り組むことが重要です。一方、健康に関心の低い市民も、日常生活の中で自然と健康的な行動がとれる地域環境づくりが求められています。

疾病の予防、早期発見・早期治療には、予防接種や各種健康診査、検診の受診が有効です。これらを効果的に提供するとともに、周知・啓発を行う必要があります。

特に「悪性新生物(がん)」については、2016(平成28)年の市民の死亡原因の32.0%と最も多く、市では2018(平成30)年度に「浦安市がん対策の推進に関する条例<sup>18</sup>」を制定しました。検診の充実など、がんの予防や正しい知識の啓発に努めるとともに、がん患者の生活の質の向上や雇用環境を守る取り組みを推進する必要があります。

また、「心疾患」や「脳血管疾患」などの生活習慣病に起因する死亡も多いことから、生活習慣改善の重要性を啓発するとともに、特定健康診査<sup>19</sup>や特定保健指導<sup>20</sup>などにより、病気の早期発見・早期治療及び重症化予防について、引き続き推進していく必要があります。

さらに、こころの健康づくりのためには本人の問題だけではなく、人と人とのつながりなど本人を取り巻く周辺環境の整備が重要です。

国や市においては、20歳から50歳代では、自殺が死亡原因の上位となっています。市では「浦安市いのちとこころの支援計画(浦安市自殺対策計画)」に基づき、自殺対策を医療、保健、福祉などの連携のもと、総合的に推進しています。自殺の多くは、過労や育児、介護疲れなど誰もが経験する悩みや不安が複雑化し、追い込まれた末に起きるものです。そのため、自殺に追い込まれてしまう人の思いに気づき、支援につなげていく必要があります。

<sup>18</sup> がんが市民の生命及び健康にとって重大な問題であることに鑑み、市の責務並びに市民、保健・医療・福祉関係者及び事業者の役割を明らかにするとともに、がん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的にがん対策を推進することを目的として、2019(平成31)年1月1日から施行。

<sup>19</sup> 医療保険者が、40～74歳の加入者を対象として、毎年度、計画的に実施する、メタボリックシンドロームに着目した検査項目による健康診査。

<sup>20</sup> 医療保険者が、「特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者」に対し、毎年度、計画的に実施する保健指導のこと。

**■施策分野の展開内容****(1) 自主的な健康づくりの促進**

より多くの市民の健康寿命の延伸を図るため、自らの健康に対して関心を持ち、主体的に生活習慣病の予防や介護予防などの健康増進に取り組めるよう、ライフステージごとの目標を設定し、栄養・食生活や喫煙、歯・口腔などの健康に関わる情報提供や周知・啓発を図るとともに、健康づくり事業を実施します。

様々な世代の健康増進を図るため、日常的に体を動かす習慣づくりや身近な場所で気軽にスポーツを楽しめる環境を整備します。また、健康につながる日常の生活行動について情報提供や啓発活動に取り組みます。

多様な事業主体と連携・連動して、地域ぐるみで健康づくりに取り組むことのできる環境を整備します。

**(2) 疾病の予防及び早期発見・早期治療の促進**

疾病の早期発見・早期治療につなげるため、各種健康診査・検診の充実を図り、周知・啓発を行います。

がん予防の正しい知識を周知・啓発し、がん検診の受診率の向上に向け、検診内容の充実や、受診しやすい環境整備、効果的な受診勧奨に取り組むほか、児童生徒を含めた市民へ、がんに関する理解を深めるための教育を推進します。がん患者の生活の質の向上を図るとともに、事業主に対してがん患者の就労に関する啓発及び支援に取り組みます。

また、生活習慣病の予防のため、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率の向上に向け、市民が利用しやすい環境の整備を推進します。

定期予防接種の啓発を通して、感染症のまん延を防止するための対策を推進します。

**(3) こころの健康づくりの推進**

行政や民間のあらゆる機関と連携し、悩みや不安を自分一人で抱え込まず、他者に打ち明けることができる「人とのつながり」が生まれるネットワークを構築します。

悩みや不安を持つ人に気づき、適切な支援へとつなげるゲートキーパーを養成するなど、相談しやすい環境を整えるとともに、相談することが重要であるということが、地域全体の共通認識となるよう、積極的に周知・啓発を行います。

## ■施策分野の成果指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	めざす方向
65歳健康寿命	年	65歳+65歳時点の平均自立期間（健康うらやす 21 中間改訂版）	男性 83.1 女性 85.6 (2014年度)	↑
国民健康保険特定健康診査の受診率	%	実施法定報告	43.2 (2017年度)	↑
ゲートキーパー講座受講者数	人	健康増進課資料	145 (2018年度)	↑



## 2 医療

### ■現状と課題

今後、高齢化の進展などに伴い、市でも慢性的な疾病や複数の疾病を抱える患者が増え、医療サービスに対するニーズが多様化・高度化していくと考えられます。市では予防から急性期、回復期、慢性期、終末期の各ステージにおいて適切な医療が受けられるよう、地域医療体制を整備してきました。

このような中、適正な受診を促すため、市民に対し医療機関の役割分担と、かかりつけの医師や歯科医、薬局を持つことの理解を促進していくことが重要です。

認知症の方や要介護高齢者の増加に伴い、在宅医療の需要が高くなると予想されます。このことから、これまで以上に市内の医療機関はもとより訪問看護や介護事業所などとも連携して、効率的・効果的な在宅医療の提供体制を整備する必要があります。

多くの滞在人口が見込まれる本市においては、その人口規模を考慮し、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携して、救急医療体制の充実に取り組む必要があります。

## ■施策分野の展開内容

### (1) 地域医療体制の充実

誰もがいつまでも健康で生き生きとした生活を送るため、予防から急性期、回復期、慢性期、終末期の各ステージにおいて、切れ目なく、幅広い医療が受けられるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会や、診療所、病院と連携した地域医療体制の充実を促進します。

市民一人ひとりが各自の疾病や怪我の状況に応じ、よりの確な医療サービスを利用できるよう、情報提供の充実に努めます。

医療機関の適正な受診と日々の健康管理の意識向上のため、かかりつけの医師や歯科医、薬局を持つことを促進します。

安心して在宅療養ができるよう、在宅医療をはじめ、訪問看護や機能回復の各種サービスの提供を図るとともに、関係機関の連携を促進します。

医師会、歯科医師会、薬剤師会や各病院との連携・協力のもと、必要な医療を迅速に提供するための救急医療体制の充実を図ります。

## ■施策分野の成果指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	めざす方向
かかりつけ医を持つ世帯	%	現在は数値なし アンケート調査実施	整理中	↑
けんこうUダイヤル 24 の 相談件数	件	健康増進課資料	24,106 (2018年度)	↑

## 2-2 いつまでも生き生きと笑顔で暮らせる

### 1 高齢者福祉

#### ■現状と課題

すべての高齢者が自分らしく、生きがいを持ちいつまでも住み慣れた地域で健やかに生き生きと暮らせることが重要です。

市の5年間（2010（平成22）～2015（平成27）年）の高齢者人口増加率は34.6%と、全国・千葉県の増加率（14.4%、20.0%）を大幅に上回り、急速に高齢化が進行しています。また、いわゆる「団塊の世代」の方々が後期高齢者となる時期を迎えようとしています。

また、2025年には高齢者の5人に1人が認知症になるともいわれています。認知症の方が住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す「共生」と、発症と進行を遅らせる「予防」の実現に向けて、若年性も含め認知症の方の視点に立って、意思を尊重しながら、必要な対策を実施していく必要があります。

こうした中、市では要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて、取り組みを進めています。

地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う地域包括支援センターについては、高齢者の総合相談や介護予防、権利擁護などを担当していますが、高齢化などの地域の実情に応じて、よりきめ細やかに業務を行う必要があります。

地域社会全体で高齢者を支え合うため、認知症に対する理解やどのような行為が虐待にあたるかなど介護に対する正しい知識の周知・啓発など、権利擁護の取り組みを進める必要があります。

社会的に孤立した高齢者が適切な医療や介護サービスにつながらず、その結果、孤立死に至る社会問題がみられます。高齢者が社会的に孤立しないよう、「セルフ・ネグレクト」対策に取り組む必要があります。

2017（平成29）年4月から、65歳以上のすべての市民を対象に介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした、「介護予防・日常生活支援総合事業」を推進していますが、これまで以上に要介護・要支援状態を防ぐための取り組みや、日常生活の支援の充実が求められています。

介護予防の取り組みが広く実施されるよう、団体や人材の育成・支援に努めるとともに、老人クラブ会館などの地域にある身近な社会資源を活用して、高齢者が気軽に健康づくりや介護予防に取り組める環境の整備を図る必要があります。

高齢者の増加に伴い、介護サービスや施設需要の増加が見込まれています。誰もが住み慣れた地域で安心して在宅生活ができるよう、介護サービスの充実にも努めるとともに、住まいの場の整備を図る必要があります。また、介護者の生活と介護が両立できるよう、介護者同士の交流機会を確保するなど、介護者の負担を軽減する取り組みが求められています。さらに、良質な介護サービスが継続的に提供されるよう、従事者が働きやすい環境を整備するなど、介護を支える環境の整備を図る必要があります。

高齢者が生きがいを感じながら積極的に社会参加できるよう、その人に合った活動や学び、就労などが行える居場所を整備するとともに、そうした活動を支援する必要があります。その中で、人と人とのつながりを通して、さらに参加者や参加の機会、居場所が拡大することが期待されます。

## ■施策分野の展開内容

### (1) 地域包括ケアシステムの充実

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実を図ります。

高齢者やその介護者が、地域の中で気軽に相談できるよう、地域包括支援センターを計画的に設置し、きめ細やかな相談支援体制の整備を図るとともに、地域包括支援センターが中心となり、住民や関係者を交えた地域ケア会議を行うなど、関係機関との連携を強化します。

高齢者の生命・身体の安全及び自分らしく生活する権利が侵害されないよう、虐待相談窓口の周知、虐待に関する正しい知識の普及を図るとともに、認知症の方ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症への理解の促進を図ります。

適切な医療や介護サービスに自らつながろうとしない「セルフ・ネグレクト」については、関係機関との連携のもと、適切な支援体制を構築します。

### (2) 介護予防・日常生活支援の充実

地域の中で介護予防に関する活動が広く実施されるよう、団体や人材の育成・支援に取り組むとともに、介護予防の重要性に対する情報提供や啓発に取り組めます。

高齢者が健康づくりをはじめ、介護予防の取り組みや、できる限り要介護者にならず自立した日常生活を営むことができるよう、老人クラブ会館など地域の身近な資源を活用します。

自治会・老人クラブ・NPO<sup>21</sup>・ボランティア・地域住民などの多様な主体による地域の実情に応じて家事援助や配食などの日常生活支援や介護予防サービスの提供に向けて、仕組みやネットワークづくりに取り組めます。

### (3) 要介護者・介護者支援の充実

誰もが住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることができるよう、介護サービスの充実に努めるとともに、地域密着型特別養護老人ホームを整備するなど、身体状況に合った多様な住まいの場を整備します。

はいかい高齢者の安全を確保するとともに、介護者の負担を軽減するため、はいかい高齢者の早期発見と安全確保の仕組みを整備します。

介護者の負担を軽減し、生活と介護が両立できるよう、介護者交流会や認知症カフェ<sup>22</sup>など、介護者同士の交流が行える場を確保します。

介護保険サービス利用者の利便性の向上や介護者の負担軽減を図るため、介護保険サービスと併せて保険外のサービスを提供する仕組みを整備します。

良質な介護サービスを提供できるよう、従事者が働きやすい環境を整備するなど、介護を支える人材の確保を図るとともに、研修費用などの助成を行い、人材育成を図ります。

### (4) 生きがいつくりや社会参加の促進

高齢者が生涯にわたって心身の健康を維持しながら、地域社会の一員として生き生きと活躍できるよう、高齢者の居場所を確保するとともに、老人クラブの自主的な活動を支援します。

<sup>21</sup> 営利を目的としない民間団体の総称

<sup>22</sup> 誰もが安心して地域で暮らしていけるよう、認知症の人や、その家族、地域の人が集い語り合い、交流を楽しめる場所

## 第5章 基本目標2 誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ

また、高齢者がそれぞれのライフスタイルに合った生きがいを持ち、意欲的な生活を送れるよう、活動や学び、就労の場の確保・充実を図ります。

### ■施策分野の成果指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	めざす方向
地域ケア会議の開催数	回	地域ケア会議の開催数	5 (2017年度)	↑
認知症サポーター数	人	認知症サポーター養成講座 修了者数	8,956 (2019年4月1日)	↑
後期高齢者の介護認定率	%	75歳以上の要介護・要支援 認定者数／第1号被保険者 数(75歳以上)×100	26.5 (2019年4月1日)	↓

## 2 障がい者福祉

### ■現状と課題

障がいのある方が住み慣れた地域の中でいつまでも自分らしく自立した生活を送るためには、日常生活や社会生活を総合的に支援する必要があります。

2016（平成28）年3月31日時点で、市の障がいのある方の人数は、2010（平成22）年と比べて身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者、難病者のいずれも増加しています。また、高齢化の進展を背景に、加齢に伴う身体機能の低下や疾病などが原因で、身体に障がいのある方が増加していくことが見込まれます。

市では、これまでグループホームなどの住まいの場を確保するとともに、障がいのある方の就労支援の場である、ワークステーションを整備するなど、生活と就労の場の充実を図ってきました。また、2020（令和2）年には、東野地区の福祉ゾーンに、障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談や緊急時の受け入れ、体験の機会・場の提供などの機能を含めた地域生活支援拠点の中心的な機能を有する、（仮称）東野地区複合福祉施設を開設する予定であり、同地区内の総合福祉センターについても、施設のリニューアルを進めています。

今後は、東野地区の地域生活支援拠点と相談支援事業所や短期入所事業所などの連携を図り、障がいのある方を地域全体で支えていく必要があります。また、利用者のニーズに応じた多様な住まいの場や安心して歯科診療を受けることができる環境を整備する必要があります。さらに、国では、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築が目指されており、精神に障がいのある方を地域で支える体制づくりに取り組む必要があります。

また、高齢化の進展に伴う病気の増加が予想される中、脳卒中や骨折などからの機能回復や後遺症の軽減を図るリハビリテーションのニーズがますます高まることが予想されます。

このため、良質な福祉サービスが継続的に提供されるよう、福祉人材の確保や従事者の働きやすい環境の整備などに引き続き取り組むとともに、関係機関と連携しながら、地域生活を送るための支援を充実する必要があります。

障がいのある方の自立と社会参加が図られるよう、雇用の促進や就労支援体制の充実、身近な地域での行事や活動などの余暇活動の推進、さらには公共施設のバリアフリー対策などに、引き続き取り組む必要があります。

2016（平成28）年4月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。また、2018（平成30）年10月には、手話が言語という認識の下、手話などの理解と普及を図るため、「浦安市手話言語等の理解及び普及の促進に関する条例」を制定しました。

今後も、障がいや障がいのある方への理解と関心を高めるための周知・啓発に努めるなど、障がいのある方の権利擁護を促進する必要があります。

■施策分野の展開内容

**(1) 障がいのある方を支える環境づくり**

障がいのある方が住み慣れた地域の中で、自ら望む自立した生活を営めるよう、障がいのある方の抱える問題や福祉サービスの利用に関する相談支援を行うとともに、居宅介護をはじめとする在宅福祉サービスと生活介護や就労継続支援などの日中活動の場の充実を図ります。

また、(仮称)東野地区複合福祉施設と基幹相談支援センターを中心に、相談や緊急時の受け入れなどの必要な機能を備えた地域生活支援拠点の仕組みを構築し、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制を整備するとともに、精神に障がいのある方が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

さらに、障がいの状況にかかわらず、自らが望む生活を送ることができるよう、多様な住まいの場の確保に努めます。

一般歯科診療所では治療が困難な方が安心して治療を受けることができるよう、歯科診療体制の充実を図ります。

障がいのある方の状況に応じた支援が継続的に行われるよう、事業者の福祉人材の確保支援するとともに、各種制度の理解を促進します。

**(2) 自立と社会参加の促進**

障がいのある方が自分らしく生き生きと働き、社会的・経済的自立が図れるよう、雇用の促進や就労支援体制の充実に努めます。

障がいのある方が、社会の一員として、生きがいをもちながら地域とともに豊かに暮らすことができるよう、身近な地域での行事や活動などの余暇活動を含め、社会参加を促進します。

障がいのある方が安全かつ快適に生活できるよう、公共施設などのバリアフリー対策を推進します。

**(3) 権利擁護の促進**

「浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき策定する「浦安市障がい者差別解消推進計画」により、障がいを理由とする差別を解消するための施策を推進します。

障がい者権利擁護センターにおいて、障がい者差別と虐待の一体的な対応を図るとともに、高齢者などに対する虐待を防止する取り組みと連携を図り、効果的な解決が図れるよう、横断的なネットワークを構築します。

障がいや障がいのある方への理解と関心を高めるための周知・啓発を推進します。

■施策分野の成果指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	めざす方向
施設入所者の地域生活移行者数	人	障がい者支援施設の入所者の地域生活への移行者数	3 (2018年度)	↑
障がい者就労支援センターの登録者のうち、就労している方の人数	人	一般就労への移行者数	22 (2016年度)	↑

### 3 地域福祉

#### ■現状と課題

少子高齢化の進展や人口減少、地域社会における人と人とのつながりが弱まる中で、人々が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる地域共生社会の実現に向けて、国をはじめ様々な取り組みが進められています。

市では、人口構造の変化に伴い、高齢化率が40%を超える地域があり、今後も急速な高齢化が見込まれていることから、各種福祉サービスのニーズが増加することが予想されています。また、一つの世帯で要介護の親と障がいのある子どもがいるなどの複合的な課題に加え、引きこもりの高年齢化など、地域における課題が複雑にからみあい多様化しています。

このような中、市内11地区で活動する支部社会福祉協議会に加え、民生委員・児童委員、自治会や老人クラブ、市民活動団体などの多様な担い手が、地域の福祉活動に取り組んでいますが、これまで以上に、福祉活動の担い手の充実を図るとともに、地域の実情を把握している各主体が連携しながら、地域の課題を発見し、解決していくよう、地域ぐるみによる支え合い活動を推進する必要があります。

さらに、障がいのある方や認知症を含む高齢者だけでなく、妊婦や子育て世帯など、誰もが住みなれた地域で安心して生活できるよう、市民一人ひとりがお互いを尊重、協力し、大切にする必要があります。また、道路・施設などを使いやすく整備する必要があります。



■施策分野の展開内容

(1) 地域ぐるみで支え合う活動の推進

子どもから高齢者まで、市民が自分に合った地域の福祉活動を選択し、気軽に参加できるよう、情報提供や機会の充実を図ります。

社会福祉協議会やボランティア活動団体など、地域の福祉活動に取り組んでいる関係機関と連携しながら、活動の核となるリーダーの育成に努めます。

高齢化の進展による認知症の方の増加に伴う成年後見制度へのニーズの高まりに対し、市民後見人の養成や後見受任を促進するなど、地域における支援体制の充実を図ります。

公共施設などのバリアフリー対策を推進するとともに、市民一人ひとりがお互いに理解と関心を深めるための周知・啓発に取り組みます。

誰もが地域で支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、福祉の領域に留まらず包括的な支援体制の整備に向けて取り組みます。

■施策分野の成果指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	めざす方向
地域ケア会議開催数	回	地域包括ケアシステムを構築するために課題を把握し解決する手段を導くための会議開催数	5 (2017年度)	↑
ボランティアセンターの登録団体の活動実績	団体	ボランティアセンター資料	21 (2019年4月1日)	↑
市民後見人養成講座修了者数	人	市民後見人養成講座修了者数	17 (2019年4月1日)	↑

## 4 社会保障・生活支援

### ■現状と課題

誰もが健やかに暮らすためには、共助としての地域におけるお互いの助け合いと、公助としての社会保障制度の役割は重要です。社会保障制度は、私たちの生活を守るセーフティネットの機能を有しており、私たちの生活を生涯にわたって支え、基本的な安心を与えるものです。

国民健康保険制度については、高齢化に伴い加入者の年齢構成が高く、また医療の高度化などにより医療費の高額化が進み、低所得者にとって保険料負担が重いという課題を抱えています。更なる高齢化の進展や医療の高度化に伴い一人あたりの医療費の増加が見込まれることから、今後も安定的な運営が求められます。

また、高齢化の進展による後期高齢者医療制度の被保険者の増加に伴い、医療給付費も増加すると見込まれます。このため、世代間・世代内負担の公平化を図るとともに、引き続き運営主体である千葉県後期高齢者医療広域連合と役割分担のうえ、適正な制度運営が求められています。

国民年金制度については、老後の安定した生活確保を支える柱として重要な役割を果たしており、市民一人ひとりの年金受給権を確保するため、制度を周知・啓発する必要があります。

介護保険制度については、高齢化の進展などに伴い、要支援<sup>23</sup>・要介護<sup>24</sup>認定者が増え、介護サービス利用者の更なる増加が見込まれます。今後においても、介護サービスを必要とされる方が、自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、適正かつ効果的な制度運営が求められています。

一方、近年、本市の生活保護の受給者数は増加傾向にあり、2016（平成28）年度の保護率（人口1,000対被保護人員）は、2011（平成23）年度以降で最多の水準になっています。保護の種類別では、医療扶助が最も多く、次いで生活扶助、住宅扶助の順となっています。

2015（平成27）年4月には、「生活困窮者自立支援法」が施行され、地方自治体は、様々な課題を抱える生活困窮者に対し、ニーズに応じた計画的・継続的な支援をコーディネートする自立相談支援事業をはじめとする各種事業を実施するとともに、地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげることとされました。

市では、生活困窮者自立支援法の施行に先駆けて、2014（平成26）年度から生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な相談支援を行う自立相談支援事業を実施しています。

このような中、生活保護制度の適正な運用を図るとともに、生活困窮者の社会的・経済的な自立を促進する取り組みが求められています。

<sup>23</sup> 家事や身支度などの日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態になった場合に介護保険制度において認定される。

<sup>24</sup> 寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態になった場合に介護保険制度において認定される。

■施策分野の展開内容

(1) 社会保障制度の適正な運用、国民年金制度の啓発

将来にわたる国民健康保険事業の持続可能で安定的な運営を図るため、医療費適正化に取り組むとともに、適正な保険税の設定、収納体制の整備などにより、千葉県とともに財政の健全化に努めます。

千葉県後期高齢者医療広域連合との役割分担のうえ、後期高齢者医療制度の適正な事業運営に努めます。

介護保険制度については、介護サービスを必要とされる方が、必要な介護サービスを利用できるよう、適正な運営を図ります。

国民年金制度については、広報やホームページなどで情報提供を行い、国民年金制度に対する理解と協力の促進に努めるとともに、相談業務の充実に努めます。

(2) 生活・自立支援の充実

生活保護制度を適正に運用し、最低限度の生活を保障するとともに、自立支援プランをはじめとする支援の実施により、日常生活の支援、社会的・経済的な自立を促進します。

生活保護の受給には至らないものの、様々な要因から生活に困窮している方の社会的・経済的な自立を支援するため、関係機関と連携を図りながら、相談から自立まで継続的な支援を実施します。また、子どもが将来自ら望む豊かな生活ができるよう、学習支援などを推進します。

■施策分野の成果指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	めざす方向
国民健康保険特別会計への一般会計からの決算補てん目的等法定外繰入金	万円	国保事業納付金等に対する歳入の財源不足を補うことを目的とした繰入金の額(赤字額)	61,758 (2017年度)	↓

## 2-3 互いに認め支え合い心豊かに暮らせる

### 1 平和・人権・男女共同

#### ■現状と課題

世界の恒久平和は人類共通の願いです。しかし、国際社会においては民族や宗教に起因した地域紛争・国際テロなどが絶えず、依然として核兵器が存在するなど、未だ恒久平和の実現には至っていません。また、恒久平和の基礎は人権の保障であり、平和の実現には一人ひとりが人権意識を高めることも重要です。

市は、すべての核兵器保有国及び将来核兵器を所有しようとする国に対し核兵器の完全禁止と廃絶を希求し、世界の恒久平和確立のため、1985（昭和60）年3月に「非核平和都市」を宣言し、市民に対して核兵器の恐ろしさや平和の尊さの啓発活動に取り組んでいます。戦後70数年が経過し、戦争体験者の減少が進んでいる中、戦争の悲惨さや平和の尊さを風化させず、若い世代に着実に継承していくための活動を継続的に推進する必要があります。

また、2020（令和2）年3月に「浦安市人権施策指針（改定）」を策定し、小・中学生などを対象とした人権教育をはじめ、様々な人権施策を推進しています。近年では、DVや各種ハラスメント、インターネットによるいじめや児童虐待、高齢者虐待、障がい者や性的少数者への偏見・差別などが顕在化・深刻化しており、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、今後も取り組む必要があります。

男女が性別にかかわらず、ひとりの人間として能力を発揮するために、互いの人権を尊重しあい、あらゆる分野における性別による差別を解消することを推進しています。しかしながら、市民意識調査からは、女性が働くことに一定の理解を示しながらも、家事・育児・介護は女性主体という従来の価値観が、特に男性に根強く残っていることが伺えます。固定的な性別役割分担の意識や行動を変えていくための情報発信と周知・啓発、次世代へ向けた教育の推進に引き続き取り組み、男女共同参画社会への理解をさらに深めていくことが求められています。

## ■施策分野の展開内容

### (1) 平和事業の推進

戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを若い世代に着実に引き継いでいくため、被爆地への平和使節団の派遣や被爆体験講話などを通して、小・中学生が学ぶことができる機会を提供します。

幅広い年齢層の市民が平和の尊さを理解し、非核平和への関心を高められるよう、様々な機会をとらえた啓発活動を推進します。

### (2) 人権尊重の推進

すべての市民がお互いの生き方を尊重し、誰もが誇りと安らかな心をもって暮らすことができるよう、学校、家庭、地域など、あらゆる場と機会をとらえ、人権問題への関心を高め、市民の人権意識の高揚を図るとともに、人権の擁護・救済に取り組みます。

近年社会問題化している、性的指向<sup>25</sup>・性自認<sup>26</sup>を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を推進します。

### (3) 男女共同参画社会の推進

男女がお互いの人格を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮し、協力し合える社会の実現に向け、男女共同参画に関する情報提供や相談支援の充実を図ります。

男女が共に責任と役割を担いながら、一人ひとりの生き方や働き方を尊重し、仕事と家庭と地域生活との調和を目指すワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民や事業者などへの啓発に取り組みます。

関係機関や民間団体などとの連携・協力により、DV被害者の早期発見・通報体制の充実を図り、一時保護を実施します。

## ■施策分野の成果指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	めざす方向
審議会における女性委員の割合	%	改定第2次うらやす男女共同参画プラン	37.8 (2015年度)	↑

<sup>25</sup> 人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

<sup>26</sup> 自分の性をどのように認識しているか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念。

## 2 コミュニティ

## ■現状と課題

住民自らが地域の課題解決に取り組むことのできる地域コミュニティ<sup>27</sup>づくりは、自立した自治体経営を進めるための基盤です。今後、少子高齢化が進展し人口構造が変化していく中で、地域が抱える課題が多様化・複雑化し、行政のみの力で解決することは、これまで以上に困難になります。

地域コミュニティの中核をなす「自治会」は、一定の区域内に住んでいることが縁で形成される団体であり、様々な地域活動<sup>28</sup>を通して、住民相互の親睦を深め、防犯・防災など地域の課題解決、地域住民の福祉の向上や地域コミュニティの醸成に大きく寄与しており、行政と地域住民を結ぶ基礎的な組織として必要不可欠な存在となっています。

近年、核家族化の進展やライフスタイル、価値観の多様化など、様々な要因により本市の自治会への加入世帯数及び加入率は、減少傾向で推移しています。また、加入者の高齢化も進んでおり、今後、更なる地域活動の担い手の不足や高齢化により、高齢者の見守りや災害時の支援、地域での子育て、行政との連絡調整など地域コミュニティの機能が弱まることで、様々な問題が顕在化することが懸念されます。

このような中、自治会をはじめとする地域コミュニティに多くの若い世代が自主的・自発的に参加するよう意識の啓発を図るとともに、自治会がこれまで以上に地域課題の解決に向けた取り組みを行える自立した組織となるよう、支援していく必要があります。また、時代に合った組織のあり方について検討していく必要があります。加えて、自治会集会所が一層、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化の拠点となるよう、既存の施設との連携を図るなど、有効的な活用を促進していく必要があります。

市ではこれまで市民活動補助金制度<sup>29</sup>や協働事業提案制度<sup>30</sup>の創設、市民参加・協働推進のための条例の制定、市民大学の開校などにより、市民が主体的に活動に取り組める環境の整備に努め、防災、防犯、環境、介護予防など、様々な分野で活動する市民が増えてきています。

今後、市民の主体的な活動を一層促進するとともに、自治会や市民活動団体などの多様な主体が連携・協力し、それらの団体と行政が両輪で地域づくりを推進していく必要があります。

近年、グローバル化の急速な進展や、国の外国人材の受け入れに係る制度の改正を背景として、今後も在住外国人の増加が見込まれます。本市には2018(平成30)年12月現在、3,953人の外国人が生活しており、2013(平成25)年と比較して、1.3倍となっています。

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、地域コミュニティの中で共に生きていく、多文化共生社会の実現に向けた環境整備を推進していく必要があります。

市では、1989(平成元)年に米国フロリダ州のオーランド市と姉妹都市の協定を締結し、これまで青少年・スポーツなどの分野で交流を行い、多くの市民が異なる文化や習慣に対する理解を深めてきました。2006(平成18)年には、市の国際理解・交流活動の拠点として国際センターを設

<sup>27</sup> 共通の生活地域の集団によるコミュニティ(特定の地域性があるもの)を指す。

<sup>28</sup> 特定の地域における市民活動や自治会活動であり、公共性があり公益的な活動を指す。

<sup>29</sup> 市民活動団体の自立や活動の継続や発展に結び付けることを目的とし、団体の行う事業経費の一部を補助する制度。

<sup>30</sup> 「市民と行政が協働するまちづくり」の実現に向けて、まちづくり活動団体からの事業提案を受けつけ、地域課題を市民の視点や発想から解決し、市民生活の向上につなげていくことを目指す制度。

置し、在住外国人への国際理解・交流に関する情報提供ならびに市民の相互交流を図っています。

今後も、姉妹都市との交流を継続するとともに、国際センターについては、ニーズに沿った有効活用をしていく必要があります。

## ■施策分野の展開内容

### (1) 自治会活動の活性化に向けた支援の充実

若い世代をはじめ、より多くの市民が自主的・自発的に地域活動に参加するよう、自治会、市民活動団体などが取り組んでいる様々な地域活動に関する情報提供を充実するなど、地域コミュニティへの理解と関心を高める周知・啓発に取り組みます。

自治会集会所が、地域課題の解決や、地域コミュニティを活性化する活動を行うための拠点となるよう、老人クラブ会館などの既存の施設との連携を図りながら有効活用を促進します。

人口動向や地域ごとの特性などを踏まえ、自治会集会所の適切な配置や運用について計画的に検討を進めていきます。

持続可能な地域コミュニティを構築するため、自治会の法人化<sup>31</sup>への取り組みを支援するとともに、今後の自治会のあり方について検討を進めていきます。

### (2) 多様な主体による地域づくりの推進

自治会や市民活動団体、民間事業者などが連携・協力して事業や活動を行える環境づくりに取り組みます。

大学などと連携し、地域課題の解決につながる事業の実施を検討するとともに、既存の支援制度の実効性の向上を図ります。

様々な地域活動に取り組む団体が継続的に活動できるよう、地域で活躍する人材の発掘と育成に努めます。また、自治会や市民活動団体などとの連携・協力によるまちづくりを積極的に推進します。

市民活動・ボランティア活動を行っている方や、これから活動に参加しようと考えている方への情報提供や活動・交流の拠点として、市民活動センターの効果的・効率的な運用を図ります。

### (3) 多文化共生社会の推進

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築きながら、共に生きていく多文化共生社会を推進するため、交流機会の創出や講座の開催など周知・啓発を行い、地域に根ざした市民主体の国際理解・交流を促進します。

在住外国人が暮らしやすいよう、多言語による行政情報や生活情報の提供、外国人相談アドバイザーによる生活上の問題などへの相談支援体制の充実など、環境整備を図ります。

海外の姉妹都市と青少年・スポーツの分野での交流などを通して、市民の国際的な視野を広める取り組みを推進します。

国際センターを拠点とし、在住外国人を含む市民への国際理解・交流に関する情報提供ならびに市民の相互交流を図ります。

<sup>31</sup> 1991（平成3）年4月に地方自治法が改正され、一定の手続きにより自治会が法人格を取得して、自治会名義で不動産の登記ができるようになった。

## ■施策分野の成果指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	めざす方向
自治会加入率	%	地域振興課資料	45.2 (2019年3月 31日)	↑
市民活動センターの登録団体数	団体	市民活動センター資料	455 (2017年4月 1日)	↑
国際センター来館者数	人	地域振興課資料	35,463 (2017年度)	↑